

## 香美町農業委員会総会(第13回)議事録

1 開催日時 令和3年3月23日(火) 9:30～11:35

2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	中村	成一
委員	3番	岡田	久志
	4番	西村	功
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	8番	門垣	日出男
	9番	中村	彰男
	10番	山本	薫
	11番	山本	太一
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一

4 欠席農業委員(0人)

5 出席農地利用最適化推進委員(10人)

代表	1番	中川	君雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	6番	田中	晃
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	9番	毛戸	良久
	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 3月23日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)合意解約通知について

第4 議案第44号 非農地証明願承認について

第5 議案第45号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第46号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第7 議案第47号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について

第8 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について

第9 議案第49号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	藤原	博文
事務局次長	福島	功
書記	寺川	公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は13番「橋本幸長委員」と14番「前田精一委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、13番「橋本幸長委員」と14番「前田精一委員」よろしく願います。
議 長	報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を51件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第44号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから10ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第44号 番号1番の非農地証明願について、3月17日に現地調査委員であります「前田精一委員」と私が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請場所は、JR香住駅から県道4号線を北西に500mほどいきたところの花屋を右に50mほど入ったところにあります。 申請地は、現況写真のように駐車場として利用されており周囲は全て住宅です。地目変更登記のための願出です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第44号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長	次に議案第44号 番号2番の非農地証明願について、3月17日に現地調査委員であります「前田精一委員」と私が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請場所は、この庁舎を左折し国民宿舎方面に3kmほど北東へ行き手前の公園を右折したところにあります。 申請地は、現況写真のように公園となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第44号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第45号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①11ページから22ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	東垣泰彦委員の退席を求めます。  (退席)
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第45号 番号1番と番号2番の申請について、3月17日に担当委員であります「山本太一委員」と私が現地調査をしていますので、「山本太一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請場所は、県道香住村岡線において香住区から村岡区に入ってすぐの境集落の入り口付近と、そこから村岡方面に約300mいきた右側にあります。 申請内容は、双方の合意により交換するもので、所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本太一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第45号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。

議 長	次に番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第45号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	東垣泰彦委員は議席に着席をお願いします。
	(着席)
議 長	次に議案第45号 番号3番の申請について、3月17日に現地調査委員であります「前田精一委員」と担当委員であります「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	申請場所は、県道香住村岡線沿いにある香住区中野の区画整理された圃場の一面にあります。申請内容は、経営規模拡大のため譲受人からの要望に不在地主である譲渡人が応じたもので、所有権移転登記のための申請です。
議 長	「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第45号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第46号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。
議 長	事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の23ページから28ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第46号の申請について、3月17日に担当委員であります「文堂福一委員」と私が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請場所は、国道9号の高井の信号を東側に50mほど入ったところにあります。申請内容は、譲受人の自宅が申請地に隣接してありますが、自宅の前が狭く、玄関前まで車を入れたいという思いがあり譲渡人がその要望に応じたもので、所有権移転登記のための申請です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第46号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第46号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議長	日程第7 議案第47号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。 現在、香美町では農地を取得できる下限面積を30アールと定めておりますが、平成29年11月の総会において「香美町空き家バンクに付帯した遊休農地の別段面積及び当該区域の指定に関する内規」を議決し、その内規において、空き家バンクに付帯した農地取得のための下限面積は1㎡とし、その地番を指定して告示することによって当該地番のみ1㎡とすることができるとしています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第47号の申請について、3月17日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請場所は、国道482号の矢田川を挟んで東側には平行にはしている町道石寺新屋線を小代小学校校門前から道なりに5km弱南下したところにある新屋地区内にあります。 申請地は、1箇所はジャガイモが植えられた形跡があり、もう1箇所は柿の木が1本だけ植えてありました。 申請内容は、不在地主である申請人が、空き家バンクに農地を付帯させ所有権移転を行いたいとの思いから本申請に至っております。
議長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第47号の申請については、申請のとおり指定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第47号の申請については、指定することに決定しました。
議長	日程第8 議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議長	担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。  (質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第48号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定します。

議 長 日程第9 議案第49号「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題とします。農地法第52条において、農業委員会は農地の賃借料の情報提供をすることが定められています。それでは事務局に議案の朗読と内容の説明をさせます。

事務局 議案の朗読。続きまして、説明に入らせていただきます。令和2年1月から12月までに経営基盤強化促進法の利用権設定で契約したものを集計したものです。契約の中で、玄米で物納している場合は、市場相場を農協で確認し、全区とも30kgあたり7,100円で取引されているとのことなので、その金額を計上しています。  
これらを平均したものが、香美町賃借料情報となり、情報提供したいと思います。

議 長 事務局の議案の朗読と内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第49号の「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第49号「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」は原案どおり決定します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

印

印